



## 消費者委員会事務局

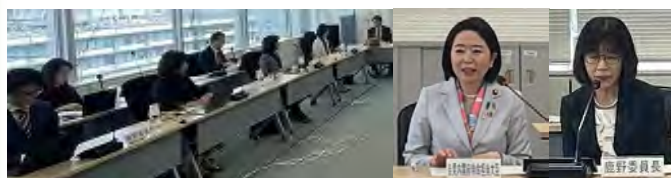
- 消費者委員会は、消費者庁及び消費者委員会設置法に基づき内閣府に設置された審議会です。
- 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項について自ら調査審議し、内閣総理大臣や関係大臣等に対する建議等を実施しています。また、内閣総理大臣や関係大臣等の諮問に応じて調査審議を行っています。
- 内閣総理大臣に対して必要な勧告を行うほか、個別の法律に基づき意見表明を行っています。
- 消費者委員会事務局は、こうした委員会の機能が十分に発揮されるよう委員会の審議をサポートしています。

Cabinet Office

### 消費者委員会の構成

消費者委員会は、内閣総理大臣が任命した委員（10人以内）で組織されます。

消費者問題に係る広範な専門分野にわたり多数の事項を審議する必要があることから、消費者委員会本会議のほか、食品表示部会、公共料金等専門調査会などの部会・専門調査会等を設置して調査審議を行います。



消費者委員会の様子（第413回消費者委員会本会議で挨拶をする自見大臣と消費者委員会各委員）

### 消費者委員会における主な審議事項等

- **建議を行った主な事項**
    - 電子マネーに関する消費者問題
    - 商業施設内の遊戯施設における消費者安全
    - 健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直し
    - 身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題
    - いわゆる「販売預託商法」に関する消費者問題
    - 特定商取引法及び預託法における契約書面等の電磁的方法による提供について
    - SNSを利用して行われる取引における消費者問題等（令和6年4月末時点で、建議23件、提言18件、意見112件等を実施）
- このほか、内閣総理大臣等からの諮問を受けて調査審議し、答申を行っています。

- **シンポジウム、関係団体との意見交換会の開催**

消費者委員会の委員が地方に出向き、消費者や関係各団体の声に直接真摯に耳を傾け、問題の解決に効果的に取り組むために、消費者問題シンポジウムを開催し、地方の関係団体や地方公共団体等と連携して意見交換等を行っています。

令和5年6月には名古屋市消費生活センターを訪問し、消費生活相談をめぐる現状等について、消費生活相談員等の方々と意見交換を行いました。

また、消費者団体を始めとした関係団体等から忘たんのない御意見・御要望を伺うため、定期的に、意見交換会を開催しています。

令和6年1月及び2月には次期消費者基本計画における重点課題について、関係団体を招き、意見を交わしました。

- **消費者委員会ホームページ**  
<https://www.cao.go.jp/consumer/>